

「子ども家庭総合支援拠点」の取組について

1 概要

令和4年度から、本市において、管内の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援のためのソーシャルワーク機能を有する「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待防止支援を実施しています。

2 現状

全国的に虐待相談件数が高まる中、本市が対応する相談件数も、ここ数年、増加傾向にあります。要保護児童や要支援児童となる前の段階で支援につながる体制を整備し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応ができる体制を強化しています。主な取組は、早い段階における関係機関との連携会議の開催です。

3 業務内容

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

実情の把握、情報の提供、相談への対応、総合調整

(2) 要支援児童、要保護児童、特定妊婦等への支援業務

危機判断と対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援・指導

(3) 関係機関との連絡調整

要保護児童対策地域協議会の活用、西部こども家庭センターとの連携・協働

(4) その他の必要な支援

一時保護又は措置解除後の安定した生活を継続していくための支援、里親等が地域で孤立しないための支援、非行相談の対応

4 虐待の相談件数等

(R6.2.7見込み、単位：件)

年度		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数		56	64	68	39	60	55
連携会議件数		23	18	17	23	29	21
会議の内訳	個別ケース会議	20	14	13	19	21	14
	実務者会議	2	3	3	3	7	6
	代表者会議	1	1	1	1	1	1

5 考察

関係機関との連携会議を積極的に開催し、虐待に至る前に対応しています。これにより、未然の取組への意識が高まり、相談件数が増加していると考えられます。

6 今後の展開

令和6年度からは『こども家庭センター』の機能を追加し、児童虐待を未然に防ぐ体制の充実に努めるため、引き続き、関係機関との連携を密にしていきます。